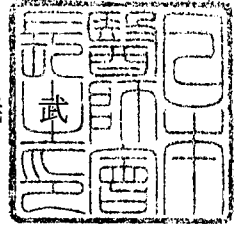


日医発第 147 号 (庶 29)
平成 27 年 5 月 20 日



都道府県医師会長 殿
郡市区等医師会長 殿

日 本 医 師 会
会長 横 倉 義



研修医会費減免（無料化）の実施について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会ではこのほど、医師会組織強化検討委員会からの提言を受け、研修医会費減免（無料化※）の実施を、去る 4 月 21 日開催の第 1 回理事会において決定いたしました。

研修医会費減免（無料化）をした場合、明日のわが国の医療を担う研修医に対して、日本医師会が広く門戸を開き、協働を呼びかけるメッセージになるものと考えます。また、研修医時代に医師会員となり、医師会の活動を知ってもらうなかで、医師が果たすべき社会的役割の広さ・大きさを認識されるようになれば、研修修了後も医師会員として、医師会活動へ参画してもらえるものと確信いたします。

研修医会費減免（無料化）の実施にあたっては、「日本医師会会費賦課徴収規程」第 4 条第 2 項に定める「その他特別の事由」に研修医を該当させることとして、平成 27 年度より適用することといたします。

また、研修医会費減免（無料化）の実施に伴い、平成 28 年度からは研修医会員への『日医ニュース』『日本医師会雑誌』の送付に代えて、「日医 Lib」（電子書籍サービス）で対応することといたしますのでご承知置き下さい。

なお、日本医師会が研修医会費減免（無料化）をしたとしても、都道府県医師会、郡市区等医師会における会費設定はそのままです。したがって、本取り組みが研修医の入会に向けた強いインセンティブになるためには、都道府県医師会及び郡市区等医師会のご協力が不可欠です。研修医会費減免（無料化）につきましては、医師会組織強化に向けた大きな一歩として、すべての医師会において実施していただくことが必要と考えておりますので、貴会におかれましてもその実施に向けてご検討賜りますよう、貴職の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ C 会員については、会費（6,000 円）を無料化。A②C 会員については、
医師賠償責任保険料（33,000 円）部分を除いた会費（6,000 円）を無料化。



福岡医発第 667 号（総）

平成 27 年 6 月 1 日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

（公印省略）

研修医会費減免（無料化）の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、日医発第 147 号（庶 29）（平成 27 年 5 月 20 日付）にて通知がございました通り、今年度より日本医師会研修医会費減免（無料化）が実施されることとなりました。

本件を受け、第 7 回全理事会（平成 27 年 5 月 28 日）にて協議致しました結果、本会においても会費規程細則を改定し、研修医の会費減免を実施することとなりましたので、ご通知申し上げます。

研修医の医師会加入は、横倉会長が今期の日本医師会長就任にあたり掲げられた方針「組織強化」の大きな取組みの一步であります。今後、地域の医療を担う研修医の先生方に医師会の活動を知ってもらい、医師の果たす社会的役割を認識していただくことは、より良い医療提供体制を構築するために不可欠であると考えます。

つきましては、全ての郡市区医師会においての研修医会費減免（無料化）に向けご協力賜りますとともに、貴会管内に在籍する研修医への積極的な医師会入会促進について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。